

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 (令和4年度第1回)

日 時：令和4年9月6日（火曜日）

午前9時30分から正午まで

場 所：宮城県行政庁舎6階 企画部会議室
(Web会議)

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事
 - (1) 令和4年度公共事業再評価について
 - (2) 令和4年度公共事業再評価の審議について
4. その他
5. 閉会

○司会 ただいまから令和4年度第1回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催いたします。

なお、本日は新型コロナウイルス感染症予防の観点からWeb会議方式にて開催させていただきました。

開会に当たりまして、宮城県企画部長の千葉章よりご挨拶を申し上げます。

○千葉部長 おはようございます。宮城県企画部長の千葉でございます。どうぞよろしくお願い致します。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、宮城県行政評価委員会公共事業評価部会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、公共事業再評価は、公共事業の効率性や実施過程における透明性の向上を図るため、事業継続の妥当性について再検討を行うことを目的としています。

東日本大震災以降、復旧・復興事業を優先するため、国から県による再評価を求められた場合を除き休止しておりましたが、震災から10年以上が経過し、復旧・復興事業も進んだことから、本年度から再開することとしています。

引き続き、委員の皆様のご協力をいただきながら、再評価を実施したいと考えています。

今年度は、農政部4事業、土木部2事業の合計6事業についてご審議をいただくこととしています。事業の詳しい説明は後ほど事業担当課が行います。委員の皆様には、広範かつ専門的な観点から忌憚のないご意見をいただき、県の評価の妥当性などについてご審議いただきますようお願いいたします。

簡単ではございますが、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い致します。

○司会 ありがとうございます。

なお、千葉部長ですけれども、ほかの公務のためにこれにて失礼させていただきます。

○千葉部長 大変申し訳ございません。失礼させていただきます。

○司会 続きまして、本日お集まりの委員の皆様及び県の職員を紹介させていただきます。

お配りしている次第の次のページに出席者名簿がございますので、出席者名簿の順にご紹介をさせていただきます。

初めに、部会長をお願いしております郷古雅春委員でございます。

副部会長をお願いしております庄子真岐委員でございます。

続きまして、植松純委員でございます。

越村委員ですが、本日欠席と連絡が入っています。

続きまして、吉田朗委員でございます。

続きまして、県職員の紹介をさせていただきます。

総合政策課企画・評価専門監の伊藤隆でございます。

農政部農村整備課長の大内孝喜でございます。

農村整備課ほ場整備班長の面来洋一でございます。

農村整備課水利施設保全班長の渡邊真でございます。

土木部道路課と河川課の職員は、後ほど照会させていただきます。

最後に、私、本日の司会を務めさせていただきます企画部総合政策課行政評価班長の高橋賢一でございます。

続きまして、定足数の報告をさせていただきます。本日は、郷古部会長はじめ全7名の委員でございます。現在のところ、4名の委員に出席いただいております。行政評価委員会条例第4条第2項及び第6条第6項の規定による定足数を満たしておりますことから、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、会議の公開についてですが、行政評価委員会運営規程第5条の規定により、当会議は公開といたします。また、正確な議事録の作成のため本会議については録画させていただきますので、ご了承願います。

傍聴に関しましては、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。

また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。進行につきましては、行政評価委員会条例第4条第1項及び第6条第6項の規定により、郷古部会長をお願いいたします。

なお、西出委員と福本委員とはまだ入室の確認がとれていませんが、確認がとれましたら一旦、事務局で通信確認を取らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○郷古部会長 それでは、暫時、私から進めさせていただきます。

まだお二人、通信の関係等で入られていないのですが、時間の関係もありますので、最初に進めさせていただいて、ご参加され次第、会議に入らせていただきたいと思います。

昨年度からこちらの部会長を仰せつかりまして、私も何せ不慣れなものです。皆様のご協力で去年も務めてまいりました。今年も何とぞよろしくお願い致します。

今年は、農業農村整備事業が4地区、あとは道路事業と河川事業が1つずつ、全部で6つの案件になっています。これから長丁場となりますが、2時間半近くの会議になりますけれども、皆様のご協力をいただきまして実りの多い公共事業評価部会になるよう進めてまいりたいと思います。よろしくお願い致します。

それでは、これより議事に入りますが、それに先立ちまして、議事録署名委員を指名します。今回、昨年度に引き続き名簿の順で、もともと福本委員にはやっていたことにしていましたが、これはどうしますか、事務局。

(西出委員、福本委員入室)

○郷古部会長 ありがとうございます。

それでは、今、議事録署名委員の話をしていましたが、昨年に引き続き、名簿順で福本委員と吉田委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。よろしくお願い致します。

それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。

まず、お手元の資料1をご覧ください。

令和4年度公共事業再評価につきましては、7月20日付で知事から行政評価委員会委員長へ諮問がなされております。

この諮問を受けまして、行政評価委員会条例第6条第1項及び行政評価委員会運営規程第2条の規定によりまして、本部会において調査・審議を行うこととなっており、本日、皆様にご出席いただいております。

それでは、令和4年度公共事業再評価について、事務局から説明をお願いします。

○伊藤企画・評価専門監 それでは、今年度の公共事業再評価についてご説明させていただきます。まず、資料4の1ページをご覧ください。

公共事業再評価は、県の条例に基づいて実施しています。その目的は、2に記載していますが、公共事業再評価についての(1)公共事業再評価を行う目的に記載のとおり、事業継続の妥当性について再検討を行うものです。

評価の対象については、(2)にお示ししているとおり、5つの項目を定めています。今回の対象事業について、河川事業は、③再評価実施年度の翌年度から起算して5年度以内に用地買収もしくは工事のいずれも行われ不见ることが見込まれる事業又は完了が見込まれない事業に該当し、それ以外の5事業は、②事業着手年度から起算して10年度以内に完了が見込まれない事業に該当するものです。

また、(3)の①から⑤には再評価の基準をお示ししています。この基準に沿って県としての評価を行い、評価調書を取りまとめています。

次に、2ページをご覧ください。

評価の流れをお示ししています。フロー図をご覧ください。

フロー図の2番にある公共事業再評価調書及び要旨の公表と5番にある県民意見聴取を7月20日より実施しており、県民の方から約1か月間、意見を募集しました。

また、先ほど郷古部会長からも説明がありました3番の知事から宮城県行政評価委員会への諮問を受けまして、本日、4番に該当する宮城県行政評価委員会公共事業評価部会での審議を行っていただくものです。

部会を経て答申をいただいた後は、8番に記載のとおり、評価結果を記載した評価書及び要旨の作成を行い公表するとともに、12番に記載のとおり、その評価結果を事業実施方針の検討や予算編成等に活用、反映してまいります。その反映状況についても、13番に記載のとおり、反映状況説明書面や要旨を作成し公表します。

次に、3ページをご覧ください。

今回、対象となる事業の評価調書の概要をお示ししています。事業目的・事業概要、全体事業費等を記載していますが、詳細については後ほど事業担当課から説明がありますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、資料2をご覧ください。

今年度の部会などの開催予定です。10月24日に第2回部会、11月21日に第3回部会を開催予定としており、事業に関して引き続きご審議いただき、部会としての答申案の取りまとめをお願いしたいと考えていますので、よろしく申し上げます。その後、令和4年12月から令和5年1月にかけて行政評価委員会委員長と部会長の連名で答申を行っていただく予定としております。

次に、資料3をご覧ください。

県民意見の提出状況についてご説明いたします。令和4年度公共事業再評価調書については、7月20日から8月19日までの1か月間、県民の皆様からのご意見を募集しました。3の(1)

と(2)にあるとおり、募集に当たっては、県のホームページ、新聞、ラジオ、メールマガジン、フェイスブック、県庁及び各地方振興事務所の県政情報コーナー、県議会図書室に加えて、施行地である加美町、涌谷町、白石市の広報に掲載していただくなど、周知に努めました。また、前年度に行われた県公式ホームページのリニューアルに合わせて県民意見の募集ページに簡単にアクセスできるように改善を図りました。しかし、意見の提出はありませんでした。

議事(1)の令和4年度公共事業再評価についての説明は以上です。

○郷古部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

なお、資料2に11月7日、または11月14日に現地調査の予定が記載されていますが、こちらについては、全ての審議が終わった後に委員の皆様と事務局も含めて打合せをさせていただきたいと考えています。

皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

特になければ、以上で議事(1)を終了いたします。

次に、議事(2)に入ります。

初めに、事業担当課から事業について説明いただき、その後に質疑応答の時間を設けて10時35分まで審議を進めたいと考えております。

なお、事業の質疑応答の後に、本日の審議にて、委員の皆様の了解が得られた場合については、「継続妥当」など部会としての意見の大きな方向性をまとめる時間を設けたいと考えております。

最終的な審議の結果は、本日の意見を踏まえ今後、開催を予定している第2回部会、第3回部会において決定したいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

それでは、まず、農政部から説明をお願いします。

○大内農村整備課長 農村整備課です。私から説明させていただきます。まず、資料の5をお開きください。

評価調書の中で6地区が記載されていますが、農業競争力強化基盤整備事業の田尻中央地区から名鱒地区までの3つと水利施設等保全高度化事業の大崎西部3期地区の4事業について、農村整備課から説明させていただきます。

なお、この4つの事業ですが、土地改良法に基づき県営事業として地元から申請された申請事業になっているので、利益を受ける農業者から分担金として一部、7.5%から10%ほどを負担していただいで進めている事業となっていることをご理解いただきたいと思います。

併せて、田尻中央地区、田尻中央2期地区は土地改良法に基づき効果算定を地区で行っています。事業要件の採択で大きい面積があったので、採択上、2地区に分かれましたが、事業の地区の効果は1地区として算出しているため、まとめて説明させていただきます。

なお、詳細については担当班長から説明させていただきますので、よろしくお願いします。

○面来ほ場整備班長 それでは、再評価調書を基に説明させていただきます。

それでは、まず初めに、画面を見ていただきますが、こちらが田尻中央地区、田尻中央2期地区の施行地です。場所は、大崎市田尻沼部に位置しています。大崎市の旧田尻町でJR田尻駅の西側に位置している農地となっています。

調書の1ページに戻っていただき、事業の目的ですが、明治後期から昭和初期にかけて耕地整理事業により10a区画に整備されました。基幹となる用排水施設では用水路と排水路が兼用となっていること、また、道路の幅員が狭いことから水田の汎用化、大型機械の導入な

どについて多くの支障を来している状況が続いていました。

このような状況の中、昭和62年に国営かんがい排水事業によりダムをはじめ頭首工、排水機場、幹線用排水路の新設改修工事など基幹的な水利施設整備が行われました。本事業では、農作業の効率化を図るため、ほ場整備事業を実施し区画を標準区画1haの大区画化とするとともに、用排水路、農道を改良し、農業経営の振興を図ることを目的としています。

次に、中段の事業内容ですが、平成15年度の事業着手時と今回の再評価時を比較すると、区画整理工については、面積が571.9haから550.9haへと減少しています。理由としては、地区除外等により、21ha減少したものです。また、水田の汎用化のため水はけをよくする暗渠排水工については、506.1haから548.8haへ面積が増加しています。

次に、事業費についてですが、事業着手時の全体事業費64億6,000万円から今回の再評価で72億1,000万円、率にして11.6%の増となっています。

続いて、2ページになります。

主な事業費の変更状況とその要因については、工法変更で3億3,000万円の増、事業量変更で3,000万円の減、物価変動等で4億5,000万円の増となり、全体としては7億5,000万円の増となっております。

次に、3ページの事業期間ですが、事業着手時の平成21年度の完成予定から、延伸が必要となりまして、令和7年度完了の見通しとなっております。

中段の事業の進捗状況ですが、現時点の全体の進捗は88.5%となっております。主要な工事である区画整理工事の550.9haは全て完了しております。残る工事は軟弱地盤対策や湧水処理などの補完工事と換地業務関係で、令和7年度に問題なく完了できる見込みとなっております。

3ページの下段になりますが、事業着手から進捗が図れなかった理由、要因としては、田尻地区の全体が埋蔵文化財区域となっており、その調査や設計の見直しが必要となったものです。また、工事施工時に軟弱な地盤が出現し、土の置き換えや湧水処理などの対策にも時間を要しました。さらに、東日本大震災の影響で県内沿岸部の復旧・復興事業が集中的に実施されたこと、平成27年の関東・東北豪雨、令和元年東日本台風などの災害対応が生じたことも進捗に影響が生じた要因となっております。しかしながら、本地区特有の要因としては、さきに述べた文化財区域であることが大きな要因と考えており、令和7年度の事業完了に向けて進めています。

次に、4ページをお願いします。

施設の管理の予定ですが、道路等は大崎市が管理し、揚水機場、用排水路は江合川沿岸土地改良区が管理することとしています。

5ページをお願いします。

事業効果の白丸の2つ目、促進計画書に基づく効果・達成状況ですが、表1をご覧ください。事業実施により担い手への農地集積率が令和3年度時点で66.4%となり、目標に対して78.5%の達成率となっております。

表2の担い手の育成状況についても、計画が19経営体に対し18経営体となっており、目標に対し94.7%の達成となっております。事業の目的でもある担い手への農地の集積・集約化が着々と実現しています。

次に、7ページをお願いします。

中段の代替案との比較検討ですが、本事業は、土地改良法に基づき地域から申請された事業であり、地域に代わって県が実施している県営事業です。農作業の効率化を阻害している小さい区画の水田、狭い道路、狭い用排水路を一体的に整備することにより水田の生産性を

向上させ、同時に、担い手農家を育成・確保することによって、効率的で安定的な地域農業の確立ができるものとして実施しているものであり、ほかに想定される代替案はないと考えています。

下段のコスト縮減計画ですが、地区内の現場発生土を道路用盛土材として転用し、また、用排水路の配置見直しにより合計2億1,000万円ほど縮減しております。

次に、8ページの費用対効果ですが、表の下段の費用便益比 (B/C) の欄に記載しています。今回の再評価時の全体効果は1.06となっており、1.0を上回っているので、事業の効果は発現するものと考えています。

次に、9ページの影響と対策についてですが、市が策定している田園環境整備マスタープランに基づき、地区内の排水路において、水路に落ちた小動物がはい上がれるような構造のお助け工やワンドを設置し、両生類や魚介類の生息に配慮した工法を取り入れています。

以上で、田尻中央地区、田尻中央2期地区の説明を終わらせていただきます。

○面来ほ場整備班長 それでは、引き続き名緒地区です。施行地ですが、涌谷町名緒に位置しています。涌谷町の南東部に位置し、北に一級河川江合川、南に出来川に囲まれた農地です。

では、調書の1ページになります。事業の目的ですが、昭和22年に行われた干拓事業で整備された10a区画と昭和46年に実施された耕地整理事業で整備された30a区画の圃場からなっています。こちらも、用水路と排水路が兼用となっていることと道路の幅員が狭いことなどから水田の汎用化、大型機械の導入などに多くの支障を来しております。そのため圃場の大区画化、用排水路の分離改修、農道整備を行い、効率的な圃場の整備と維持管理の軽減、用水管理の合理化を図り、効率的な農業体系を確立することを目的としています。

次に、中段の事業内容ですが、平成22年度の事業着手時と今回の再評価時を比較すると、区画整理工、暗渠排水工について、面積はほぼ変わりません。

次に、下段の事業費についてですが、事業着手時の全体事業費11億6,000万円から今回の再評価で16億4,000万円、4億8,000万円の増となっています。

2ページ、事業費の変更状況とその要因についてです。事業量変更と工法変更を合わせまして1億1,000万円の増となっています。また、物価変動等で3億7,000万円の増で、全体としては4億8,000万円の増となっています。

次に、3ページをお願いします。

事業期間ですが、事業着手時の平成27年度の完成予定から、延伸が必要となり、令和5年度完了の見通しとなっています。

中段の進捗率ですが、現時点の進捗は90.2%となっております。また、主要な工事である区画整理工事の34.5haは全て完了しています。残る工事は排水路の改修工事が約900mと補完工事が残っており、令和5年度には完了できるものと考えています。

3ページ下段の事業の進捗が図れなかった要因ですが、工事施工時に著しく軟弱な地盤が出現し、良質土による置き換えが必要となったことや地中に支障となる旧構造物や石礫が出現し、その撤去に時間を要したものです。さらに、田尻中央地区と同じですが、東日本大震災をはじめ幾つかの自然災害に見舞われたことも遅れの要因の1つとなっています。

4ページをお願いします。

施設管理の予定ですが、農道は涌谷町が管理し、用排水路は涌谷町土地改良区、河南矢本土地改良区が管理しています。

5ページをお願いします。

事業効果の白丸2つ目、促進計画書に基づく効果・達成状況ですが、表1の農地の集積状況

は、担い手への農地集積率は66.8%となり、目標に対して98%達成しています。表2の担い手の育成状況についても、おおむね目標を達成しています。

7ページをお願いします。

中段の代替案との比較検討ですが、本事業は土地改良法に基づき地域から申請された事業であり、地域に代わって県が実施している県営事業です。農作業の効率化を阻害している小さい区画の水田、狭い道路、土水路で狭い用排水路を一体的に整備することにより水田の生産性を向上させ、同時に、担い手農家を育成・確保することによって効率的で安定的な地域農業の確立ができるものとして実施し、ほかに想定される代替案はないと判断しています。

下段のコスト縮減についてですが、地区内の現場発生土を道路用盛土材として活用し、また、用排水路の配置見直しにより合計4,300万円ほど縮減しています。

次に、8ページの費用対効果についてですが、表の下段、費用便益比（B/C）の欄に記載しています。今回の再評価時の全体効果は1.06となっており、1.0を上回っており、事業の効果は発現するものと考えています。

9ページの環境への影響と対策についてですが、涌谷町が作成している田園環境マスタープランに基づき地区内の排水路にワンドを設置し、両生類や魚介類の生息に配慮した工法を取り入れています。

以上で名鱈地区の説明を終わらせていただきます。

○郷古部会長 引き続き、次の地区の説明をお願いします。

○渡邊水利施設保全班長 農村整備課水利施設保全班の渡邊より説明させていただきます。

大崎西部3期地区です。

事業の概要ですが、用水の安定供給、用水管理の合理化を図るため、農業水利施設の整備を行っています。写真をつけていますが、上の写真が頭首工、取水堰のことですが、計2か所。下の写真は用水路で、計4路線、5.8kmとなっています。

2枚目をお願いします。

事業の進捗状況です。左上に記載していますが、進捗率は79.4%で、主要工事はおおむね整備が完了しています。青色の表ですが、頭首工は2か所で全て完了し、用水路工についても、4路線中2路線が完了してしまして、残る2路線も今年度完了します。

事業費については、23.3億円と事業着手時から6.6億円ほど増となっていますが、こちらは物価変動が主な要因です。

続きまして、再評価調書を説明します。

1ページをお願いします。

事業目的ですが、本地区は恒常的な用水不足を呈しており、番水、つまり時間をずらして順番にかんがいすることで用水不足に対処しています。このため国営事業により岩堂沢ダムの築造、基幹用水施設の改修がなされており、本事業ではその末端施設の整備を行うことで用水の安定供給を図ることとしています。

3ページをお願いします。

一番上の事業期間ですが、平成22年度に着手し、完了予定は当初の平成28年度から令和7年度に変更しています。期間が延びた理由としては、ほ場整備事業地区と本事業の用水路路線計画との整合調整や頭首工整備、旧樋管撤去に係る河川協議が必要になったことです。

続きまして、6ページをお願いします。

下段に代替案との比較検討がありますが、本事業は上位の国営事業により全体計画され、国営事業に基づく用水量に基づき事業を実施しています。頭首工及び用水路の整備は完了間近であり、当初事業計画より大幅な変更もなく実施されていることから、代替案はないと考

えています。

最後に、7ページをご覧ください。

費用対効果になります。農林水産省の効果算定マニュアルに基づきB/Cを算定していただき、算定値は1.38と、基準となる1.00を上回っています。便益の中で大きい項目としては、営農経費節減効果となっており、こちらは、関連するほ場整備事業の区画整理により作物生産に要する経費が削減されることを見込んでいます。また、新たに国産農産物安定供給効果を計上しており、こちらは平成27年から追加された効果で、国産農産物の安定供給が維持されることに対して国民が感じている安心感の効果となっています。参考までに、算定手法については、一般国民に支払意思額を尋ねましてその価値を直接評価する手法、CVMによって測定された金額を基に算定しています。

説明は以上となりますが、完了間近であることや費用対効果が1.00を上回っていることなどから、引き続き、事業を進めていく必要があると考えています。審議のほど、よろしくお願ひします。

○郷古部会長 ありがとうございます。

農政部の4地区の説明をいただきました。

それでは、先ほどご説明ありましたが、田尻中央地区と田尻中央2期地区は、効果算定書をまとめているので、2地区含めて一括して委員の皆様からご意見をいただきたいと思ひます。その次に名籾地区、最後にご説明のあった大崎西部3期地区について皆様からご意見をいただきたいと思ひます。

最初に、田尻中央地区、田尻中央2期地区について、委員の皆様からご意見、ご質問等、ございませんでしょうか。どなたからでも結構でございます。どうぞ、吉田委員。

○吉田委員 事業継続の理由ですが、ほぼ区画整理事業は終わっていて、用水路の工事が若干残っていると理解しましたが、その場合、完成間近にして水利システムが機能しなければ、これまで造ってきたものが機能しなくなるわけなので、そういう意味でもやはり事業を継続すべきだと、そういう説明があると分かりやすいと私は理解しましたが、いかがでしょうか。

○郷古部会長 それでは、事業担当課よろしくお願ひします。

○大内農村整備課長 田尻中央地区、田尻中央2期地区については、排水路工事ではなくて、補完工事による排水対策の最終調整が残っていますが、全体の本体工事はほぼ終わっています。

併せて、ほ場整備の特徴である土地の再配置である換地が残っているため、令和7年までかかりますが、委員が仰るとおり、用水路が残っていることは、まさにそのとおりでと思ひます。当課としては、今回、田尻中央地区、田尻中央2期地区について補完工事だけということで、本体機能については全部効果に位置づけられていると理解しています。

○郷古部会長 事業担当課の説明は、いかがでしょうか。

○吉田委員 ありがとうございます。ちょっと理解が追いついていませんでした。

完成間近にして事業を止めてしまうと部分供用になり、現在完了している分だけでは機能しないので、今までやってきたこと全て無駄になってしまうため、全体システムを完成させる必要があることをもう少し強調したほうが良いという印象を持ちました。

○郷古部会長 事業担当課も、そういう趣旨でよろしいでしょうか。もっともなご意見だと思ひます。ありがとうございます。

ほかの委員の方々からご質問、ご意見等、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、私から確認しますが、先ほど事業がかなり延伸していることについては、農家の負担もいただいておりますが、東日本大震災の影響も大きいと思ひまして、田尻中央地区、田尻

中央2期地区については、埋蔵文化財の影響が非常に大きかったといったご説明がありました。これについて、どういった文化財なのか、どういった調査を行ったのか等、もし分かる場合は簡単で構わないので、ご説明をお願いします。

○面来ほ場整備班長 文化財の調査は、本来なら市町村の文化財の担当部局が費用をかけて調査を行いますが、土地改良法の事業で進めているので、市町村に代わって県が負担をいただきながら進めています。特に田尻中央、田尻中央2期地区は文化財の包含地なので各場所にいろんな遺跡があり、550.9haという面積の工事を進める中で様々なところに文化財の影響が出てきます。実際に工事の立会いを行い、場合によっては発掘調査をするために違うところの工事を施工するので、中々思ったとおりに事業が進められない箇所がありました。

そのような影響もあるので協議は前年度、前々年度から進めていますが、工事の進捗にはどうしても影響してしまいます。

○郷古部会長 ありがとうございます。例えば、2年間調査したらその分、2年遅れてしまうという理解でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかの委員の皆様から何かご質問、意見等、ございませんでしょうか。庄子委員、お願いします。

○庄子委員 すごく基本的なことかもしれませんが、農地集約面積等が出てくる個別担い手が理解できません。個別担い手と生産法人と生産組織の農地面積が集約面積ということですが、個別担い手とはどういったことを示すのか教えてください。

○郷古部会長 それでは、事業担当課よろしくをお願いします。

○面来ほ場整備班長 集積を担当している者から説明させていただきます。

○農村整備課 個別担い手、生産法人、生産組織と分かれているなかで、個別担い手はどういうものかということですが、こちらは個人で農業を営んでいる方で経営面積がおおむね3.5ha以上の大規模な営農をやっている方を地区の中から選定し、田尻中央地区、田尻中央2期地区の個別担い手と登録された方のことを指しています。同じように、生産法人については、組織でこの地区で営農を行う場合、生産法人として担い手登録を行い、個別でやっている方、生産法人でやっている方を含めて、田尻中央地区内、田尻中央2期地区内で選ばれた担い手の人が営農しているかについて、集積面積を整理しています。

○庄子委員 では、個人で営まれていても、ある程度大規模3.5ha以上であれば集約が図られていると捉えているという理解でよろしいでしょうか。

○農村整備課 はい。

○庄子委員 全国的にこのような基準なのでしょうか。

○農村整備課 事業制度としてもこのような個別担い手、生産法人といった担い手の基準が定められているので、全国的に同じ条件で個別担い手は定められています。

○庄子委員 分かりました。ありがとうございます。

つまり、この整備が直接的に集約化に影響を及ぼしたのか、ほかの事業とも組み合っただけで影響を及ぼしたのか、もし分かれば教えてください。

○農村整備課 この地区については、圃場整備が契機となって、それまではそれぞれで営農されていたところが、大きな1ha以上の田んぼになり、個別担い手がまとまってできるようになったので、この事業が直接的に集約に効果を発揮したと考えられます。

○庄子委員 分かりました。ありがとうございます。

○郷古部会長 ありがとうございます。

つまり、大規模にやっている個別担い手でも、例えば、法人化したら、生産法人の数に移

行すると考えてよろしいでしょうか。

- 農村整備課 はい。それまで個別担い手としてやっていた方が集まって生産法人に組織化した場合には、計画として個別担い手から法人ができるという計画を立てるので、法人が1組織、2組織できると整理されます。
- 郷古部会長 ありがとうございます。庄子委員、よろしいでしょうか。
- 庄子委員 はい。ありがとうございます。
- 郷古部会長 そのほかに委員の皆様からご質問等ありましたら、よろしく願いいたします。
- 西出委員 テクニカルな質問で恐縮ですが、費用対効果で作物生産効果を見てみました。名鱈地区と大崎西部3期地区は事業着手時と再評価時で比較すると、再評価時で効果が下がっているのですが、これはどのように解釈したらいいのでしょうか。素人的に考えると、作物生産効果が上がるのではないかと思いますが、なぜ下がるのでしょうか。一方、もう一つの田尻中央地区、田尻中央2期地区は、約8倍から9倍上がっているので、比較するとすごく違和感があります。作物生産効果の解釈の仕方で論理的な説明ができるだろうと思いますが、教えていただきたいと思い、質問させていただきました。
- 郷古部会長 それでは、事業担当課よろしくお願いします。
- 面来ほ場整備班長 作物生産効果が下がっていることについて、例えば、資料の4ページにあります。作付状況の中で作付する種類、品種を水稻、飼料用米、大豆等を見直しています。かつ、名鱈地区は令和3年度時点での評価としており、今後、計画を見直していく作物の種類もあるので、今回、数字が下がっています。
- 西出委員 簡潔に考えると、生産作物が変更になった結果、効果が下がったということでしょうか。
- 面来ほ場整備班長 当初、計画していた作物に対して途中で見直しを行ったので、当初からは下がっています。
- 西出委員 どういう見直しが生じると、このように数字が下がることになるのでしょうか。
- 面来ほ場整備班長 名鱈地区の場合、作付の面積が平成22年度から令和3年度、令和3年度から令和9年度で作付の面積の変化が示されており、例えば、大豆については、平成22年度に4.4haあったものが、令和3年度には入っておらず、令和9年度に見直しを行い20.5haを作付する予定となっています。平成22年度から令和3年度までは、右の列に三角形で示している面積が減っており、作物の価格も影響しているので、作物生産効果が下がっています。事業の途中で見直しています。
- 西出委員 作付面積が減ったということでしょうか。
- 面来ほ場整備班長 はい、そのとおりです。
- 西出委員 計画上の面積を維持する必要はないのでしょうか。
- 大内農村整備課長 当初、圃場整備を行うときに各地域の担い手の営農計画を立てます。その計画に対して実施できればやっていきますが、事業期間が20年近くなっている中で、国の農政の方針も、飼料用米等の価格も変わってきており、作付状況が変化していますので、圃場整備を計画した中での大区画への作物が変化することについては、大きく影響はありませんが、担い手の営農計画のほうが、大きな課題になっています。委員が仰った、計画のとき下がっているが問題がないかという点については、全体を考慮すると問題ありません。
- 西出委員 最後に1つだけ質問させていただきます。
国の主導で作物の作付の変更が求められているということでしょうか。

○大内農村整備課長 そうではありません。水稻だけでは栽培が難しいので、宮城県も令和3年から高収益作物、畑作に転換をしていく方向性を出しています。ただ、その中で、国の方針でも水稻から麦、大豆、飼料用米の作付に変更する方向性が出されているため、作付状況を見直す必要性も事実としてあるので、担い手の営農計画が、一番大きな焦点になるかと思えます。

○西出委員 ありがとうございます。

○郷古部会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかの委員の方からご質問、ご意見等、ございますでしょうか。

○福本委員 今回の作付の議論に関してですが、途中で作物の作付の品種、価格が変わるとそれに従って便益を計算しても比較の意味があまりないと思います。面積が増えても担い手がいなくなると困ると思うので、担い手の確保が気になる点だと思いますが、今後、農業をやる人がどんどんいなくなることの心配はないという理解でよろしいのでしょうか。

○大内農村整備課長 人がいなくなるというのは、担い手、地域で農業を営んでいく農家が減っていくという理解でよろしいですか。

○福本委員 集約化を行えば、別に人数が減っても構わないと思います。ただ、せっかく作付面積が増えたが、それがフルに生かされないことが心配される状況だと思います。その心配がないのかどうかということが一番ポイントだと思います。

○大内農村整備課長 圃場整備の特徴として、先ほど担い手への「集積」という言葉と「集約」という言葉を使わせていただきましたが、圃場整備したところが活用されて新たに大規模な営農を実践していくことについて「集積」という言葉を使っており、また、担い手にしてみれば、ばらばらな農地で機械を動かすよりは、面積が近くに合ったほうがいいと思うので「集約」を一緒にできるのが圃場整備の換地であるため、地域として担い手を将来的に集約、集積をしていく点では、我々としては効率的な営農は実現されると思っています。

さらに、圃場整備をすることによって汎用化により、水田を畑地利用できるので、先ほど作物の見直しのお話をさせていただきましたが、技術が上がっていけばどんどん高付加価値になるような作物を農家に生産していただき持続的な農業が実践できると考えています。

○福本委員 分かりました。

事業の目的というのが、集積、集約、より高付加価値のものをつくれる等の観点が重要で、それを何かの事業によってより目的を達成しやすくなるのかということが本来、問われる話だと思います。B/Cの細かいところを見ても何か数字が違うのではないかみたいな話が出てくるので、そのような観点で説明していただいたほうがよかったと個人的に思いました。

○郷古部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方からいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○植松委員 私の肌感覚として、農業をやっている方は高付加価値の商品を作る必要があり、そのためには面積が必要なので大規模化が必要だと思っていて、方向性は合っていると思っています。

質問ですが、大規模化して農地を集約しなければいけないことはあると思いますが、集約するだけで担い手が増えるというのが一足飛びかと思っています。環境を整えることは重要だと思いますが、環境を整えた後に担い手探し、また、別の部署が担当課もしれませんが、集約した後に高付加価値の商品を作ってくれる人たちに対してのインセンティブについて知りたいです。

○郷古部会長 それでは、事業担当課よろしく申し上げます。

○大内農村整備課長 圃場整備する前の担い手よりは、将来的に3.5ha以上の大規模な圃場で

実践をしていく、将来的にもやっていく人たちの担い手として位置づけ、その方々に地域の農業を担っていただくことが1つのテーマとしてあります。その1つの行き先が生産組織、もしくは法人化があります。大規模化していくと、当然ながら、人手をうまく活用していかなければいけないので法人化が考えられ、法人化すると、通年の雇用が1つのテーマとしてあるので、そうすると水稲だけではなかなか難しいため、そこに畑作、高収益作物と一緒にやって一体的な営農をしていき、それが地域の農業を担っていきます。

圃場整備関係の担い手育成は、圃場整備地区については圃場整備の中で育成もしていますが、農政部の中に農業振興課があり、そちらと連携して、宮城県全体として圃場整備していないところでも畑作を進めていかなければいけないので、そちらは農業振興課と一体となって進めています。

○植松委員 ありがとうございます。

もう1つ質問させていただきます。効果測定については、円安やウクライナ情勢により原料高になっていて悪くなっていると思いますが、実際、ここまで効果が出るのかというところが疑問です。その辺の情勢変化はどのように算定しているのか教えてください。

○大内農村整備課長 今回の効果については、情勢変化は反映されていません。ただ、ウクライナ情勢等で、飼料、肥料、電気代の高騰が続いているので、県としてそちらは別に支援策として検討しています。

○植松委員 そうすると、正しく見積もり、それを込みで評価したらB/Cが1を下回る可能性もあるということでしょうか。

○大内農村整備課長 今回のほ場整備地区では、事業期間が20年近い中、原料の高騰や安定的な実行ができていいる等の波がある中、1つの手法として効果算定をしていますが、部分的に今だけを見てしまえば、農家の負担が大きくなる時期があることは事実だと思います。ただ、それに対しては、行政的な支援も必要になってくると思います。

○植松委員 分かりました。

長い期間で見たらそこまで影響ないという話と影響があったとしても別の補助政策でカバーしているから、結果として計算に含めなくてよいということですね。ありがとうございます。

○郷古部会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。田尻中央地区、田尻中央2期地区だけでなく、名鱈地区も含めて全般的なご意見をいただいています。同じように大崎西部3期地区まで含めて、委員の皆様からご質問、ご意見等、ありましたらお願いします。どうぞ、お願いします。

○西出委員 初歩的な質問ですが、費用項目の中に維持管理費が入っていないのは、どのように考えたらよいのでしょうか。

○郷古部会長 それでは、事業担当課よろしく申し上げます。

○大内農村整備課長 すみません。もう一度、質問内容をお願いしてもよろしいでしょうか。

○西出委員 費用対効果の表の中に維持管理費がありますが、数字が入っていない理由は、どう考えたらよいのでしょうか。

○郷古部会長 バーになっていますね。

○大内農村整備課長 費用項目については今回の工事に係る算定なので、先ほど説明させていただいた市町村及び土地改良区が維持管理している部分の経費については、計上しておりません。ただ、それに対して、今回の事業効果の便益項目については、維持管理費節減効果でマイナスになっていますが、これは事業ありせば、なかりせばという考え方に基づいています。なかりせばは、そのまま何もせずに最低限の維持管理しかされていないため、整備し、

適正な維持管理をすることで、費用がかかるような表現になっていることから、マイナスで三角がついています。よって、費用対効果の維持管理費について、継続する部分は効果の中で計上しないので、事業算定時の建設費の総費用で計上しています。

○西出委員 ごめんなさい。先に進めてください。

○郷古部会長 ありがとうございます。この辺が道路事業や一般的な公共事業と違うところかと思えます。ありがとうございます。

それでは、大体ご意見出そろったと思えます。

全体としては特に事業の継続には問題があるという意見はなかったと思えますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、以上で農政部の審議を終了させていただき、事業担当課の入替えをお願いします。ありがとうございます。

○司会 それでは、事業担当課の入れ替えのため、少々お待ちいただければと思えます。

それでは、担当課の入替えが終わりましたので、次の事業の審議に入らせていただきますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、まず職員紹介からさせていただきます。次は土木部の道路事業になります。

本日、道路課長の出席を予定していましたが、所用のため欠席です。

道路課技術副参事兼総括課長補佐の沼澤広信でございます。

続きまして、道路課道路建設班長の三浦建彦でございます。

では、郷古部会長、よろしく申し上げます。

○郷古部会長 それでは、続きまして、今度は土木部道路課から事業について説明をいただきます。その後、質疑応答の時間を設け、11時20分まで審議を進めたいと思えます。

こちらも、本日の審議にて委員の皆様の了解が得られた場合は「継続妥当」等、部会として意見のたまかな方向をまとめる時間を設けたいと考えています。

それでは、事業担当課から説明をお願いします。

○沼澤技術副参事兼総括課長補佐 事業を担当しております道路課です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料6によりご説明します。1ページをご覧ください。

初めに、施行場所ですが、宮城県の南側、一般国道113号の白石の市街地から七ヶ宿ダムへ向かう途中にある白石市福岡蔵本地内において、延長995mの道路改良を行う事業です。

事業名は一般国道113号福岡蔵本道路改良事業です。全体事業費は50.7億円、採択年度は平成25年度、完成目標年度が令和5年度となっています。再評価対象の理由は、事業着手から10年経過で継続中となっていますので、事業10年目となる本年度に評価部会にてご審議いただくものになっています。

事業の概要ですが、重要物流道路の代替・補完路や第2次緊急輸送道路に指定されている一般国道113号福岡蔵本工区において、車線幅員の狭小・線形不良箇所を解消や現道に隣接した脆弱な斜面の崩壊による通行止めを回避するため、道路改良を実施するものです。

資料中段の平面図の右上に小さく凡例と書いてありますが、オレンジ色の着色部分が現況の道路の線形となっています。赤い線で示した箇所が、整備する道路の線形となっています。工事の状況としては、赤色が工事完了、黄緑色が工事施工中、青色が工事未発注区間となっています。

左下に標準横断図を掲載していますが、当該区間の施工方法は、橋梁施工及び盛土による道路拡幅の2つが主な施工方法となっています。

なお、標準横断図の右側には、代表箇所の施工状況写真を掲載しており、写真1が河川側

に張り出すような橋梁、写真2が逆に山側ののり面を削って盛土による対応区間で、盛土による道路拡幅施工を行っている写真を代表箇所として掲載しています。

続いて、2ページの事業の進捗状況についてご覧ください。

現在の事業費ベースでの進捗率は54.9%で、そのうち用地費は100%となっています。工事についてもおおむね着手しており、事業完了に向け、工程管理を綿密に行い工事を進めていきます。

また、今後の見込みは、令和4年度に関しては道路改良工、橋梁下部工、上部工（製作）に着手し、令和5年度は、橋梁上部工の架設、舗装工を予定しています。

続いて、事業費になります。全体事業費は、採択時が42.5億円、今回が50.7億円となっており、8.2億円の増額となっています。

増額の詳細について別資料で説明させていただきます。資料3ページをご覧ください。

今回、増額となった変更箇所は、図中の赤で旗上げた延長64m区間になります。こちらに関して、平成28年度などの大雨により施工箇所であるのり面が崩落し、当初計画していた補強土壁工による施工が困難となったため設計を見直し、橋梁工へ変更しています。

資料の左下に補強土壁工と記載していますが、こちらが当初、想定していた構造物になります。下に赤く法面崩壊となっている箇所が基盤ですが、土砂が崩落して設計の見直しが生じました。仮にこの位置にもう一度、補強土壁工を行う場合、22mの高さが必要になり、適用範囲外となるため、橋梁タイプの見直しをしています。

資料6の2ページに戻りまして、年度別の執行額になります。令和3年度時点での執行額が27.8億円で、令和4年度の執行見込みは13.2億円です。

続いて、事業の進捗状況です。今回、再評価時点の進捗としては、道路改良延長995mに対し約160mが完了しており、令和5年度には全延長が完了する予定です。

続いて、事業を巡る社会経済情勢等です。

社会経済情勢ですが、第2次緊急輸送道路と指定されており、県内で災害があった際は、日本海側から本路線を介して被災地への物資輸送等に利用されるなど、災害時の緊急輸送道路としても重要な役割を果たしているほか、平時、災害時を問わない安全かつ円滑な物量を確保する重要物流道路の代替・補完路として指定されるなど、山形自動車の代替路として位置づけられています。

また、令和元年東日本台風による長期間の通行止めによって防災道路の機能として大きな影響が生じたことから、災害時における道路ネットワークの代替機能が求められています。

次に、地元情勢、地元の意見ですが、沿線住民の生活交通に加え、県南地域において宮城県と山形県の間を往来する交通にも広く利用されているほか、観光振興、地域間連携などが期待されています。本事業の完成により、必要な車線幅員と良好な線形等を備えた道路が整備され、大型車同士のすれ違いによる支障や交通事故発生危険性が低減されるなど、安全かつ円滑な自動車交通に期待されています。

また、山形県と宮城県の沿線12市町で構成される山形・宮城国道113号整備促進期成同盟会より早期整備を望まれています。

続いて、今回の整備により期待される効果としては、車両通行の安全確保、重要物流道路の代替・補完路としての機能、緊急輸送道路としての機能の3つの項目が今後、発揮されるものと考えています。

続いて、代替案との比較検討ですが、用地買収は完了しており全区間において工事もおおむね着手しているため、代替案はありません。

続いて、コスト削減計画ですが、今後、施工予定である舗装工事において再生砕石及び再

生アスファルトの活用により約0.3億円のコスト縮減を見込んでいます。

続いて、費用対効果です。B/Cについては、国土交通省の費用便益分析マニュアルに基づき、社会的割引率を4%、便益算定期間を整備期間50年間として算出しています。算出項目は、当該事業に要する事業費及び整備後の維持管理費の相場を現在価値化したもので算出しています。便益項目は、走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少の3つとしており、道路整備前後に係る費用の差を算定した後、それぞれを現在価値化したものの総和として算出しています。その結果、今回のB/Cは全体で1.01、残事業で2.4となっています。

なお、着手時におけるB/Cについては、国で定める社会資本整備総合交付金要綱において、平成28年度以前に着手した事業はB/Cの算出の対象とならないため、算出していません。

また、3便益以外の整備効果として、災害に対する安全性が高まるなどの効果を定性的に記載していただきたいというご意見を事前にいただいていたので、今回、資料5の再評価調書の5ページと資料6の(8)右側の左記以外の整備効果に追記させていただいています。

内容としては、1点目が広域迂回による時間損失の解消です。自然災害により全面通行止めになることで広域迂回が余儀なくされ、社会経済活動や緊急搬送等における時間的損失が発生するため、当該事業の実施により安全で円滑な通行が確保され、通行止めによる時間的な損失の発生が低減されるとしています。

2点目が、幹線道路としての更なる信頼性の向上です。車線幅員の狭小・線形不良箇所が解消され、交通事故の発生が軽減されるとともに、自然災害による通行止めの発生が低減することにより緊急輸送道路の機能が確実に発揮するなど、幹線道路としての更なる信頼性の向上につながるとして記載させていただいています。

最後になりますが、これまでの内容を総合的に評価しまして、県としての対応方針は、車両通行の安全確保や緊急輸送道路等としての機能向上につながるため、事業継続でお願いしたいと考えています。

説明については以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○郷古部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、11時20分を目安にご質問、ご意見をいただきたいと思います。委員の皆様方からご質問、ご意見、よろしく願いいたします。どなたからでも結構でございます。いかがでしょうか。吉田委員、よろしく願いいたします。

○吉田委員 大変重要な道路の整備事業だと思います。全体のB/Cはほぼ1ですが、この事業によって骨格幹線としての安全性、信頼性が高まることを強調していただくのは大変有意義だと思うので、便益には含まれないことを付記しながら、強く補う形でぜひ説明いただければと思います。私は、事業としては必要不可欠なものだと思いますので、継続妥当と思います。

○郷古部会長 ありがとうございます。ご意見ということだと思います。

ほかの委員の方からはいかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○庄子委員 今のご意見と重なりますが、左記以外の整備効果を記載することで、この事業の目的と一致した効果が出ていますし、期待されるということが伝わっていると感じました。便益は国のマニュアルに合わせなければいけないと思いますが、このように記載することで県民の方の理解も深まるのではないかと思います。以上、意見です。

○郷古部会長 ありがとうございます。西出委員、よろしく願いいたします。

○西出委員 これも単純な質問です。農林系と土木系で違うと言われたらそれまでですが、農林系の費用対効果は、事業着手時のB/Cが記載されていますが、本事業は事業着手時の費用対効果の記述がありません。これは何か特別な理由があるのでしょうか。一般的に見ると、何で片方あって片方に記載しないのかという素朴な疑問です。

○郷古部会長 それでは、事業担当課よろしくお願ひします。

○沼澤技術副参事兼総括課長補佐 先の事業スキームについて理解していませんが、道路事業は、事業のスキームとして補助事業というスキームと社会資本整備総合交付金という交付金事業のスキームがあります。本事業は、社会資本総合整備事業という交付金事業で事業を行っているので、国の社会資本整備交付金の要綱上、平成28年度以前に着手したものは着手時の費用対効果は不要と定められています。平成28年度以降は、算出することとなっているので算出していますが、この事業については平成25年度の事業化なので、B/Cの算定を求められていませんでした。

一方、補助事業は、漏れなく新規事業のときに算出することとなっているので、補助事業は仮に事業が平成25年でも算出しています。

○西出委員 理由は分かりました。どうして、交付金と補助金で分けるのでしょうか。

○沼澤技術副参事兼総括課長補佐 回答になるかどうか分かりませんが、補助事業は個別事業に対して予算がつく事業になるので、仮に本事業は個別事業になると、本事業にしか予算が使えない代わりに、B/Cも算出して効果や事業の必要性も説明して事業化が認められるのが補助事業になります。一方、当時の社会資本整備総合交付金事業は、ある程度県に裁量を任せられているような時期がありました。ただ、今は補助事業、交付金事業ともに、費用対効果などの事業の必要性を説明することで見直されています。

○西出委員 分かりました。ありがとうございます。

○郷古部会長 ありがとうございます。

ほかに委員の方から、よろしいでしょうか。お願ひします。

○植松委員 そもそも、ここの道路はどれぐらいの利用者がいるのでしょうか。

○沼澤技術副参事兼総括課長補佐 平成27年度の交通量の調査になりますが、1日当たり約4,400台が通過しています。

○植松委員 4,400台は多いのか、少ないのか、あまり見当が付きません。また、現在はどれぐらいなのでしょう。

○沼澤技術副参事兼総括課長補佐 我々が様々な事業をやるときに正式な数字として使うのが平成27年度の4,400台です。ここ数年はコロナ禍もあるので、正確な数量が算出されないと思いますが、現時点で正式な交通量は平成27年度の4,400台としています。

また、山間部という観点、あとは、目的がやはり七ヶ宿と山形方面の一方方向の交通になるので、交通量が多いか、少ないかと問われれば、多いとは言えないと思いますが、先ほど説明させていただいたとおり、交通量のほか、緊急時の代替・補完路という位置づけなので、我々としては整備の効果は高いと考えています。

○植松委員 説明いただいた内容は分かります。緊急時の代替・補完に指定され、また、事業を行わなければ危ないので、事業を行うことや納得できますが、事業採択時の平成25年と今の状況は本当に一緒なのかが、疑問だなと思っています。

○沼澤技術副参事兼総括課長補佐 まず、交通量ですが、事業を新規採択した平成25年にはB/Cを算出していませんが、そのときの計画の交通量があり、そちらが平成22年度に推定した数値で1日当たり4,000台となっているので、東日本大震災以前ではありますが、その時点では1日4,000台で、5年後の平成27年だと1日4,400台なので、交通量は若干上がっていると考えています。

○郷古部会長 よろしいでしょうか。

○植松委員 はい、大丈夫です。

あと、もう一つ聞いてよろしいでしょうか。全体事業費が橋梁に変更したので上振れプラ

ス8.2億円となっていますが、今後、予定される令和3年度とか令和4年度の見込みは、もう計画どおりなのでしょうか。

○沼澤技術副参事兼総括課長補佐 おっしゃるとおりです。

もう積算して算出している工事費になるので、その辺を織り込んでいます。

○植松委員 実際、もっと上振れするのではないかなと思います、その辺はどうなのでしょうか。

○沼澤技術副参事兼総括課長補佐 現時点では、橋梁を架設する費用のほか、かなり急峻な地形なので、想定される最大限の仮設工を計上しています。今後、事業費の上振れの想定としては、本当にこの1、2年でさらに大幅な資材高騰などになれば、その分少し上振れてしまうと思いますが、現時点で、資材高騰や重油、ガソリンの増になった分も既に織り込んで積算しているので、現時点では想定していません。

○植松委員 分かりました。

会議の趣旨とは異なるかもしれませんが、この部会だと費用対効果を重視しているので、コストはなるべく上げないようにという視点なのかもしれませんが、本工事は、費用対効果よりは、安全面を重視するという話であれば、計算上の費用対効果にあまりとらわれず、あるべき予算を計上されたほうがよいと思います。

○郷古部会長 すみません。私から1つ確認ですが、今年度に橋梁の下部工に着手するので、例えば、アバットの橋台の下の基礎で大幅な変更はもうないと考えてよろしいでしょうか。

○沼澤技術副参事兼総括課長補佐 はい。現時点でそれも見込んで積算しています。

ただ、現時点でそのリスクも見込んではいませんが、現地に入ってから、杭を打つてみたら地盤がもっと硬かったとか、また崩落が発生したなど、現時点で想定されないものがない限りは大丈夫と認識をしています。

○郷古部会長 なるほど。これは、まだ基礎杭は打っていないのでしょうか。

○沼澤技術副参事兼総括課長補佐 これからです。

○郷古部会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等、ございませんでしょうか。

○沼澤技術副参事兼総括課長補佐 すみません。1点だけ訂正させてください。

先ほど交通量の話をしたときに、平成22年の推計で1日4,000台、平成27年の推計で1日4,400台と説明させていただきましたが、これは令和22年の推定なので、あくまでも事業着手時点で令和22年のときにどれぐらいの計画、交通量になるのかを推計しています。ただ、その時点で推計したのが1日4,000台なので、平成27年のときではありますが、既に計画交通量は上回っている、交通量としては少し伸びがあると考えています。以上です。

○郷古部会長 よろしいでしょうか、ありがとうございます。

それでは、特にご質問等、ご意見等なければ、意見の取りまとめを行いたいと思いますが、本事業について、委員の皆様からの様々なご意見をお伺いしたところで事業継続妥当という方向で部会としての意見はまとめていきたいと思っております。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、以上で道路課の審議を終了させていただきます。

○吉田委員 委員長、すみません。1点だけお願いがあります。

ご質問に回答される中で、交通量はそれほど多くないという回答がありましたが、道路の種級としては何種何級なのでしょうか。一般国道の山間部で考えると、容量として1日の交通量はどのぐらいの想定になっているのでしょうか。交通量が多いか、少ないかというのは、やはり容量との比較でしっかりお答えいただきたいと思ひまして、私の感覚では決して少なくないと思っています。単純に町なかの道路、国道と比較したら少ないですが、道路のサー

ビス能力に比べて実際に使われている利用者の交通量が多いか、少ないかというようにお答えいただいたほうが適切かと思えます。

○沼澤技術副参事兼総括課長補佐 申し訳ございません。仰るとおりです。

まず、交通量の数字として多いのかどうかという問いだったので、町なかと比べれば、山間部なので多いか、少ないかと言われれば多いとは言えないというのが私の意見でしたが、道路そのものが持っているスペックは、地方部の山地部なので3種3級の規格で計画して整備させていただいています。計画交通量が約4,000台以上あれば3種3級なので、この構造に見合った道路のスペックから考えれば、妥当な交通量です。

○郷古部会長 よろしいでしょうか。

○吉田委員 はい。併せて、指標として混雑度という指標がありますので、容量に対して交通量はどれぐらいロードしているかを示したほうが、親切かと思えます。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○郷古部会長 ありがとうございます。よりクリアになったような気がします。

それでは、事業担当課の入替えをさせていただくので、事務局、よろしくお願ひします。

○司会 では、担当課を入れ替えますので、少々、お時間を頂戴します。

委員の皆様、ご準備はよろしいでしょうか。

それでは、続きまして河川事業になります。

まずは、県職員の紹介をさせていただきます。

土木部河川課総括技術補佐の岩渕繁でございます。

河川課企画調査班長の東海林宏幸でございます。

それでは、郷古部会長、よろしくお願ひいたします。

○郷古部会長 それでは、土木部河川課から事業について説明をいただいた後、質疑応答の時間を設けて、おおむね11時50分まで審議を進めたいと考えています。委員の皆様の了解が得られた場合については、部会として意見の大まかな方向をまとめていきたいと考えています。

それでは、事業担当課から説明をお願いします。

○岩渕総括技術補佐 事業を担当しております河川課です。本日はどうぞよろしくお願ひします。

事業名は、都市基幹七北田川河川改修事業、国土交通省所管の補助事業です。全体事業費は656.1億円、採択年度は昭和24年度、完成目標年度は令和32年度です。評価対象理由は、平成20年度の前回評価時から5年経過で事業継続中のためです。前回評価時の対応方針は、継続妥当で答申をいただいています。

続いて、事業の概要についてご説明いたします。

まず、事業目的です。七北田川は、仙台市北部の市街地を流下する県内最大の二級河川でございますが、過去の出水時に度々氾濫していることから、計画規模1/100、計画高水流量1,650m³/sで河川改修を行い、流域の治水安全度向上を図るものです。

事業区間については、資料の左側中央の全体平面図をご覧くださいと思います。平成20年度の前回評価時の事業区間は、下流側の河口から赤生津大橋までの16.8km区間でした。その後、平成27年の関東・東北豪雨による被害を受けたため、平成28年度以降、河川整備基本方針や河川整備計画の策定を行い、令和3年度に事業区間を延伸しています。延伸区間については、赤生津大橋から国道457号の冠橋までの14.87kmの区間で、全体事業区間は当初の16.8kmから31.67kmに変更となっています。

その下の拡大図に、青色で着色している範囲がありますが、平成27年関東・東北豪雨の浸

水区域を表しています。赤生津大橋から上流側で冠水の被害が生じています。

続いて、右側の写真をご覧ください。泉区実沢付近でこのような被害が発生しています。

また、この上の標準横断図をご覧ください。赤生津大橋より上流の改修断面です。基本的には現況の滞筋を踏襲し、河道掘削と堤防整備により流下能力を確保する計画としています。

続いて、2ページ目の2、事業の進捗状況等についてご説明します。まず初めに、(1) 事業内容です。河口から赤生津大橋までの16.8km区間については、令和2年度までに概成しています。延伸した上流側の14.87km区間については、令和2年度から測量設計に着手し、今年度は詳細設計や施工計画の検討などを行い、来年度から一部工事の着手を予定しています。令和3年度末での事業費ベースでの進捗率は、50.1%となっています。

次に、(2) 事業費です。全体の事業費は、前回評価時の337.7億円から656.1億円となり、事業区間の延伸に伴い、318.4億円の増額となっています。この表の右側の執行額については、令和3年度までに328.6億円を執行しており、令和4年度は13.4億円の執行見込みです。

続いて、(3) 事業の進捗状況です。前回評価時は、河口から赤生津大橋までの16.8kmに対し整備済延長が14.851kmでしたので、進捗率は88.4%でした。この区間は令和2年度までに完成しています。

次に、(4) 事業を巡る社会経済情勢等です。過去に幾度も浸水被害が発生しており、近年では平成27年関東・東北豪雨や令和元年東日本台風により赤生津大橋から上流区間で床上浸水被害が発生しているため、地元からの河川改修事業促進の声は極めて高い状況です。

次に、資料の右側の(5) 期待される効果です。工事が完成した下流区間については、治水効果が発現しています。また、延伸した上流区間については、本事業の促進により浸水被害の軽減が期待されます。

続いて、(6) 代替案との比較検討です。河口から赤生津大橋まで完成しているため、代替案は特にありません。これから改修を行う上流部については、現況の滞筋を生かしながら低水路拡幅による河積拡大等を主とした経済的な手法としています。

次に、(7) コスト縮減計画です。掘削土や他事業の残土などを築堤盛土材に利用してコスト縮減に取り組んでおり、上流部も同様に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、(8) 費用対効果です。費用対便益比 (B/C) については、前回評価時は24.423でしたが、今回は3.084となっています。変動した要因について簡単にご説明します。

まず、費用ですが、現在価値化した費用は、前回の809億円に対し今回は2,515億円となり、およそ3倍に増加しています。これは、事業区間延伸による事業費の増加と令和2年4月改訂の治水経済マニュアルによるデフレーター適用によるものです。

また、便益ですが、現在価値化した便益は、前回は1兆9,762億円でしたが、今回は7,758億円となり、およそ1/3となっています。こちらも、治水経済マニュアルの改定により農地と農業用施設の被害額の算定方法が変更になったためです。

最後に、3、評価についてご説明します。県の対応方針案ですが、整備済区間については、浸水被害が軽減され着実に事業効果は発現しています。引き続き、未整備区間についても、事業を進めていく必要があると考えているので、事業継続として行政評価委員会への諮問をお願いしたいと考えています。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○郷古部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

委員の皆様、よろしくお願いいたします。

○西出委員 費用対効果の便益ですが、他事業と同様にもう少し内訳を資料に記載するべきだと思います。記載しない特別な理由は、何かあるのでしょうか。便益の減少理由は記載されていますが、もし、理由がない場合は、読み手にも分かるように具体的に記載する必要があるのではないかと思いますので、それについて意見をいただければと思います。

○郷古部会長 よろしいでしょうか。それでは、事業課からよろしくお願いいたします。

○岩渕総括技術補佐 ご意見、ありがとうございます。

便益については、資料5、再評価調書に資料を添付させていただいています。資料5の本事業の5ページをご覧くださいと思います。こちらに費用対効果の説明を記載させていただいており、費用については、建設費と維持管理費を足した総費用を算定し、現在価値として、中段の表に2,515億円と算出しています。

また、ご指摘の便益については、総便益が1兆2,544億円に対し、現在価値化すると7,758億円と記載させていただいていますが、確かにこちらの総便益の内訳で記載は若干不足していると思われまます。こちらについては、新しいマニュアルに基づいて算定しており、提出することは全く問題なく可能なので、資料を作成し、提出させていただければと思います。

○西出委員 提出というのは、公表という意味でよろしいでしょうか。

○岩渕総括技術補佐 はい。公表可能な資料です。

○西出委員 もう1つだけ質問させていただきます。素人的な考えですが、当初の事業区間である約16kmから区間を約14km延長したという解釈をしています。距離が約2倍になり、なぜ便益がこれだけ下がるのでしょうか。被害額減少等も加味しても非常に理解することが難しいです。その内訳が記載されることで、県民が見たときに納得できるのかどうかについて、簡単なコメントを頂戴できますか。

○岩渕総括技術補佐 はい、分かりました。

まず、事業区間は、ご指摘のとおり、前回の16.8kmから14.87km延伸し、事業区間が31.67kmとなり、便益が下がって、前回に比べて低くなっています。便益が下がった理由は、治水経済調査マニュアルの改定により、算定の方法が大きく変わっていることが一番大きな要因です。特に、便益については農地、農業用の被害額、公共土木・公益施設の便益などが減少していることで、新たなマニュアルの算定に基づく減少する傾向にあること、また、下流側の都市部と比較すると上流側区間は山間部で、被害額は減る傾向にあります。

便益の内訳などを詳しく提示できればよろしいのですが、今回は口頭での回答とさせていただきます。

○西出委員 延長区間だけに限定して便益を求めることが不適切かどうか、私も分かりかねますが、その点にフォーカスしないと、既存の16.8kmも入れて考えると延長をどう考えるかという評価の視点がかかりすぎてしまうのではないのでしょうか。見解をお聞かせいただけられるでしょうか。素人感覚ですが、延長区間の14.87kmだけで議論をまずはするべきではないのかと思います。いかがでしょうか。

○岩渕総括技術補佐 そういったお考えがあることも十分理解できますが、事業の再評価という観点からすると、あくまでも昭和24年度から継続している事業に対する評価をいただくことになるので、このような算定をさせていただいています。確かに上流側だけで算出するとどのようなものかというのは、ご意見としてあると思いますが、これについては、個別

に算定はしていないというのが正直なところです。

○西出委員 いや、多分、算定はしていると思うので、少なくともそのような議論もこの部会ではしておく必要があるのではないのでしょうか。延長区間だけの話、そして、全体を含めた話と両方すべきではないのでしょうか。

意見で結構です。コメントを求めるつもりはありません。

○郷古部会長 そういうご意見なんですけれども。

○吉田委員 委員長、すみません。今のご質問に関連して質問させていただきます。

B/Cの内訳は、資料5の18ページに記載されています。今、説明いただいたことと、若干内容が違うのではないかと感じています。つまり、便益と費用を比べると、便益は、この後に発現する部分のほうが大きいですが、費用は、昭和28年から積み上げてきたものを現在価値に換算しているの、それがすごく膨らんでいます。だから、説明いただいたこれから先の事業区間の便益が小さいことはちょっと違うと思います。また、ご指摘にあったように、この表を基に概成区間とこれから整備する部分を分けて考えたほうがいいと思います。私も同じ意見です。既に表に記載されているので、これを足せばいい話だと思いますが、いかがでしょうか。

○郷古部会長 ただいまの2人の委員のご意見ですと、やはり概成した部分とこれから着手する延伸した部分の議論は分けて行う、また、七北田川全体で見たときのものと2つ行わなければならないのではないかとのご意見でしたが、事業担当課はいかがでしょう。

○岩渕総括技術補佐 分かりました。現在はご提示できる資料がありませんが、もしよろしければ頂戴したご意見について次回までに検討させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○郷古部会長 次回までにご検討いただいて、資料を提示いただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにご質問等、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○福本委員 今の事業延長区間は、ほとんど農地なのでしょう。

○岩渕総括技術補佐 全てが農地ではありませんが、宅地の区間もあるので、用地買収にご協力いただくということを予定している区間もあります。

○福本委員 なるほど。分かりました。かなり湾曲していますよね。

○岩渕総括技術補佐 そうですね。

○福本委員 掘削部が多いので、流下能力が非常に低くて氾濫しやすいと思います。例えば、農地だけの場合、代替案としては保険でカバーする、また、例えば、河川を真っ直ぐに改修することで川の面積を狭くして、その代わり空いた広がった土地を農地にするなどの代替案があると思いますが、実際、公費的には割が合わないのでしょうか。

○岩渕総括技術補佐 改修の方針でもご説明させていただきましたが、延長区間が長いので現況の滞筋をなるべく活用させていただき、河道の掘削や築堤などで改修することが一番経済的と考えています。ただ、お話にあったように、かなり湾曲、蛇行している河川なので、ショートカットなども考えられると思いますが、逆に、ショートカットすると勾配が急になる、また、新たに河道を整備することになると、逆に治水上、危険になることもあるので、現在は現況の河道を生かしながら整備させていただくことを考えています。

○福本委員 現実的にはかなり難しいというのは、よく分かりました。

○郷古部会長 ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問等、ございますでしょうか。

○庄子委員 確認ですが、期待される効果の3番目に全事業区間の治水安全度が確保されると記載されていますが、上流区間を延伸することは下流にも効果があるとの理解でよろしいで

しょうか。便益には下流分の効果も含まれていることでよろしいでしょうか。

○岩渕総括技術補佐 便益については全体区間で算定しているのです、下流側も含めた便益で算定させていただいています。

前回、評価していただいた16.8km区間はおおむね1/100で整備を概成しているのです、その効果が発揮されています。これから進める上流側の延伸した区間についても、さらに計画規模を拡大することにより、その効果が上流側まで発現していくと考えています。

○庄子委員 上流は農地が多く、下流は住宅地が多いので、上流部分の工事を行うことで、割合としては下流部分への影響、効果のほうが大きいのでしょうか。

○岩渕総括技術補佐 資料6の写真にもあるように、平成27年の関東・東北豪雨、令和元年東日本台風などで、上流側で冠水、浸水の被害などが発生しているが、逆に下流側は大きな被害は生じていないので、整備の効果があつたと考えており、また、上流側にさらに延伸することにより、上流側の被害が軽減されていくと考えています。

○福本委員 関連してですが、上流側を整備すると、その分、下流に水がたくさん流れるので、下流側のリスクが少し上がりますよね。

○岩渕総括技術補佐 まず、河川については下流側からの整備を大原則としており、下流側の16.8km区間はおおむね1/100で整備が完了しているのです、上流側も同じ規模の1/100で整備がされたとしても、全体の31.67kmの区間においても1/100の流下能力が確保できると考えています。

○福本委員 下流側に1/100で整備して余裕があればいいのですが、逆に、大雨が降ったときに余裕がない場合は、上流側を整備すると下流側に水がたくさん流れるので、少しリスクが上がる要因ではあります。上流側を整備すると、下流側の安全度が増すことはなくて、下流側にとってはリスクが増す要因になると思いますが、そうではないのでしょうか。

○岩渕総括技術補佐 事業の目的として、資料6の一番上に記載もさせていただいていますが、計画高水流量1,650m³/sで河川の改修を図ります。1,650 m³/sという流量は一番河口部での流量であり、これを1/100規模で計画しているため、上流側は600 m³/sから700 m³/s程度で、徐々に下流に向かって流量は大きくなっていく計画なので、全区間1,650 m³/sの流量を流せる整備をしていません。まず、計画の降雨を降らせたとき、上流から徐々に流量が大きくなっていく計画を立て、河口部では1,650 m³/sで整備していくので、上下流、バランス、整合を図りながら整備を進めています。

○福本委員 河川の場合、下流から整備していくことは定石ですし、それでよいですが、事業区間を延伸すると、上流を整備した場合と整備しない場合で、流れる量が変わるので、上流側と下流側のリスクがどのように変化するか、それぞれの箇所の被害軽減期待額がどのように変化するかなどの説明について、少しつじつまが合っていないという気がしたので、次回までで結構なので、もう1度確認していただければと思いました。

庄子委員、すみません。途中で遮ってしまって。

○庄子委員 いえいえ。ありがとうございます。

資料に記載している期待される効果だけを見ると、素人だと上流区間完成後に事業区間の治水安全度が確保されると解釈してしまうところがあるので、1,650 m³/sの計画高水流量について、上流、下流に関して徐々に変えている、また、安全面にも配慮していることの説明があつたほうが、県民には分かりやすいと感じました。

○郷古部会長 はい、ありがとうございます。河川課の説明は、上流まで含めた全ての区間において100年に一度の大雨にも耐えられるように1/100で整備する計画だと思います。下流側については、既に概成しているのです、1/100の大雨でも耐えられるが、例えば、そのときに今

の状態です。500年に一度の大雨が降った場合、上流は完全に途中で洪水の被害が起きるために、被害を受けないかもしれない。そういった意味では、恐らく、上流が整備されることによって上流もあふれないので、500年に一度の大雨が降ったときは、もしかしたら下流側も被害を受ける可能性があるかもしれない。ただ、今回の整備計画は上流から下流まで全て100年に一度の大雨が降っても堤防からあふれないようにするものだと思うので、少し分かりづらいのが、下流側の河口の1,650 m³/sの計画高水流量以外に、途中の流域配分のような上流側は1,650 m³/sではないという資料もつけていただいたほうが分かりやすいかと思いました。

○岩淵総括技術補佐 ありがとうございます。説明が不足していましたが、資料5の再評価調書の13ページに計画高水流量配分図をつけており、全体的な流量配分を考えています。説明が遅れて、大変申し訳ございません。

○郷古部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

大分ご意見をいただきました。本事業については、上流と下流を分けて考えるとかも含めて、ご指摘のあった事項についてご検討いただき、追加資料をご用意いただいて次回の部会で説明いただくことでよろしいでしょうか。

○岩淵総括技術補佐 はい。どうぞよろしく願いいたします。

○郷古部会長 委員の皆様もよろしいですか。はい、ありがとうございます。

本事業の部会としての意見の大まかな方向性は次回に持ち越しということにして、以上で河川課の審議を終了させていただきます。ありがとうございます。

続いて、現地調査についてですが、11月7日か14日で先ほどの資料にも記載がありました。事前に現地調査の実施の要望について、委員の皆様にご意向を頂戴していました。現時点で、庄子副部会長から希望のご意向がありました。本日の審議を踏まえ、皆様のご意見をもう一度お伺いしたいと思います。まず、庄子副部会長はいかがでしょうか。

○庄子委員 そうですね。道路事業の現地調査を希望します。

○郷古部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方々は、いかがでしょうか。事前の意見聴取では現地調査のご要望はありませんでしたが、今日の審議を受けて、やはりここは見ておいたほうがよいなどの率直な意見があればいただきたいです。よろしいでしょうか。庄子副部会長から道路事業の現地調査を行いたいというご意見がございました。

では、そこを中心に現地調査の日程と集合場所等について、事務局と調整して、委員の皆様、参加、不参加含めて、ご連絡させていただきます。予定していた議題は以上です。委員の皆様、ほかに何かございましたら、最後をお願いしたいですが、ご意見等ございますでしょうか。西出委員、お願いします。

○西出委員 現地調査の話がありましたが、限られた時間の中でどこまでできるかを基本前提として考えると、私のような素人が現地を見てもなかなか想像つきにくいところがあります。それと同様にB/Cに特化する議論があったほうが良いと思います。何かよく分からないというか。例えば、今回から農林系の便益に国産農産物安定供給効果が計上されて、勝手ながら、もちろん正しいと思いますが、それがなくなったらB/Cが1を下回るのではないかという余計な危惧をしてしまうところが直感的にあります。

やはり、B/Cの便益がなかなか分かりにくいところがあるので、そのような危惧がでると思っています。河川事業の延長区間が与える既存区間に対するネガティブインパクト、延長区間に限定されるポジティブインパクトについて、委員の皆さんはイメージしていただけていると思います。B/Cが3ぐらいありますが、それが1にまで達するわけではない。1にまで下がってもいいことを前提に考えると、上流にずっと延長して工事が供用できるのがよいのか等、

極めて素人的に考えると分かりにくい、しっくりこないところがあるので、もう少し、B/Cが一般人でも得心できるような何かがあると非常にありがたいと思いました。

感想としてお聞きしていただければ幸いです。以上です。

- 郷古部会長 ありがとうございました。そうですね、B/C、また、事前の説明でも国産農作物安定供給効果について質問させていただきましたが、分かりやすい資料をつけていただくとうろしいかと私も思いました。ありがとうございます。そのようなご意見もいただきました。

それでは、次回の公共事業評価部会の日程について、後日、正式に委員の皆様にご連絡させていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、事務局に進行をお返しします。皆様、ご協力ありがとうございました。

- 司会 皆様、お疲れさまでございました。

それでは、以上をもちまして令和4年度第1回公共事業評価部会を終了します。

本日は誠にありがとうございました。